

第2次高岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定の概要について

1 計画改定の趣旨

廃棄物処理法（第6条）では、市町村は一般廃棄物の処理に関する計画を策定するよう義務付けており、本市では、平成19年度に「（第1次）高岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、平成29年度に第2次となる本計画を策定した。

- (1) 対象廃棄物 市内で排出される一般廃棄物で、産業廃棄物は除く。
- (2) 計画期間 平成30年度～令和9年度（10年間）
- (3) 基本理念

もったいないの心で築く
循環型都市・たかおか

本計画策定から今年度末で5年が経過し、この間、国では「第四次循環型社会形成推進基本計画」や「プラスチック資源循環戦略」などが策定され、また、県では「第4期富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）」が策定されるなど、循環型社会形成に向けた取り組みが加速している。

このような状況のなか、これまでの施策の実施状況等を踏まえ、市民・事業者・市の三者の連携によるより良いごみ処理行政の推進のため、本計画を見直すもの。

今回見直した点

- 国・県の目標改定に合わせた目標値・基準年度の見直し
- 目標達成に向けた重点施策の見直し
- SDGsやカーボンニュートラルなどの社会経済情勢の変化や関係法令の改正等の反映
- 各種データの時点修正

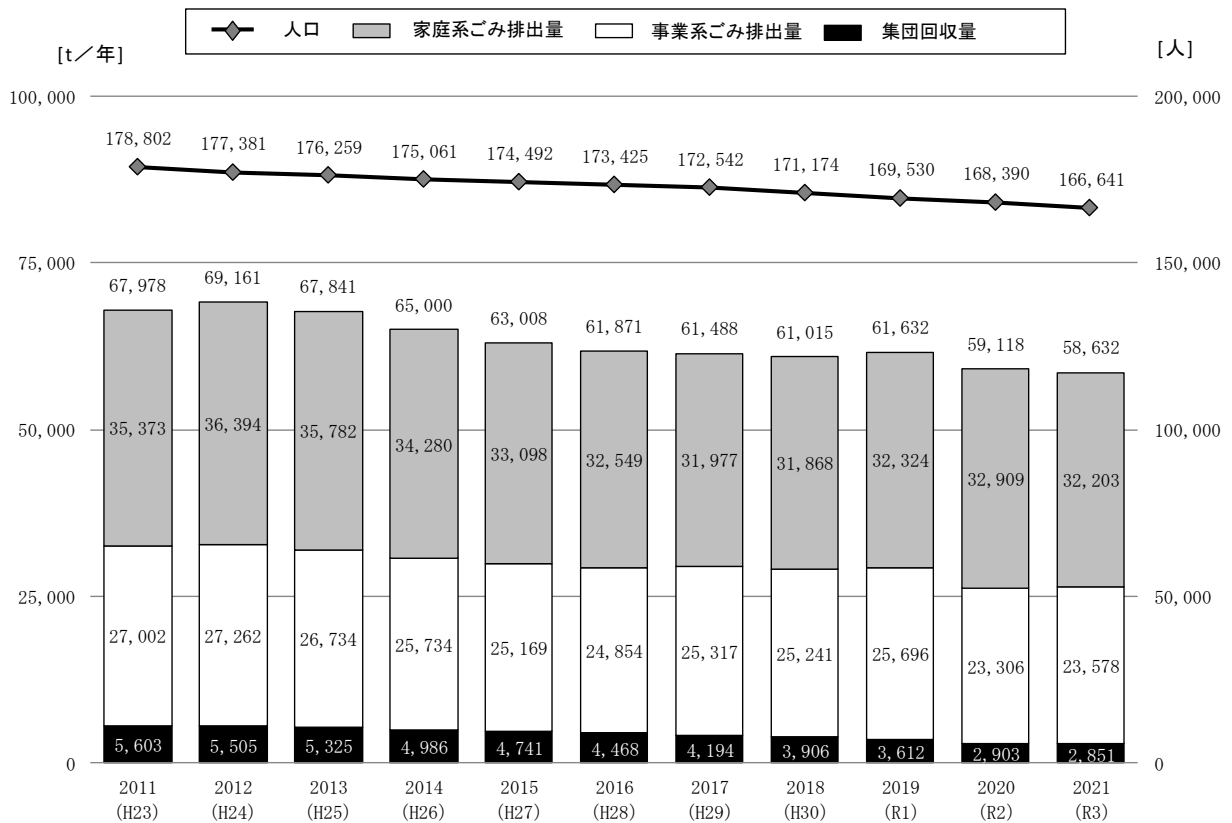
2 ごみ処理の現状

(1) ごみ排出量

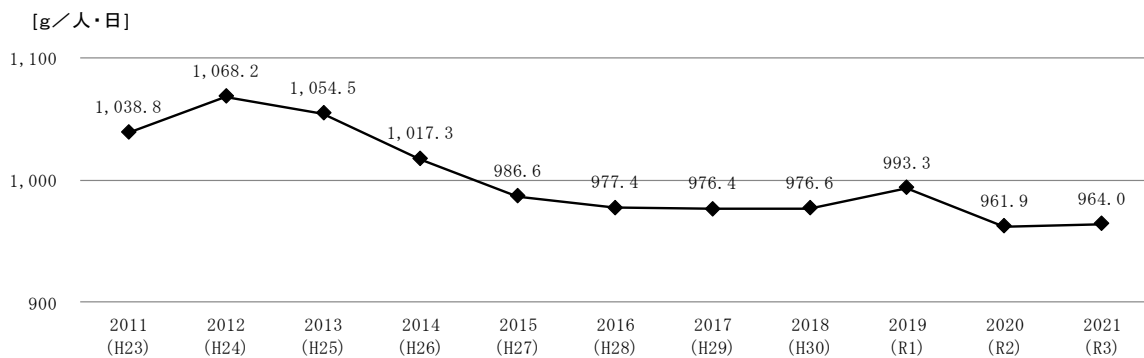
本市の行政区域内人口は毎年減少傾向にあり、2011（平成23）年度に比べ2021（令和3）年度は6.8%（12,161人）減少している。

一般廃棄物の年間排出量も減少傾向にあり、2011（平成23）年度に比べ2021（令和3）年度は13.7%（9,346t）減少している。

また、市民1人1日当たりの一般廃棄物の排出量も減少傾向にはあるものの、2011（平成23）年度に比べ2021（令和3）年度は7.2%の減少と、一般廃棄物の年間排出量と比べるとやや減量化が緩やかになっている。



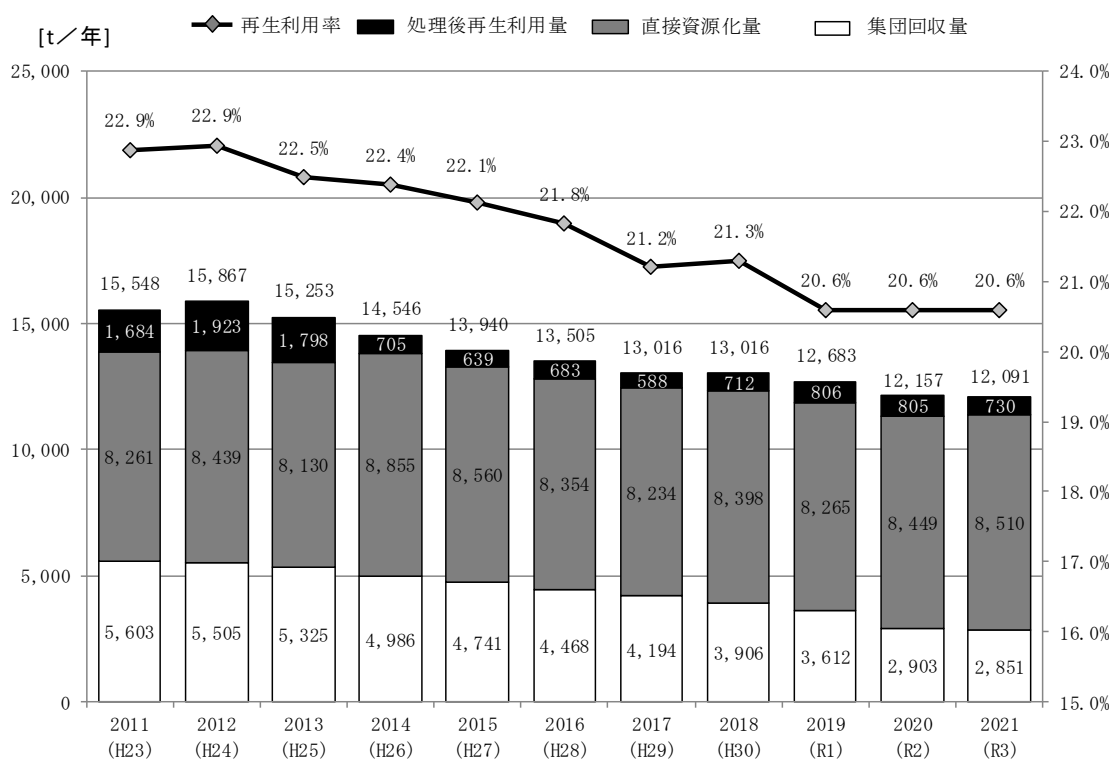
【図1 人口及び一般廃棄物の年間排出量の推移】



【図2 1人1日当たりの一般廃棄物の排出量の推移】

(2) 再生利用率

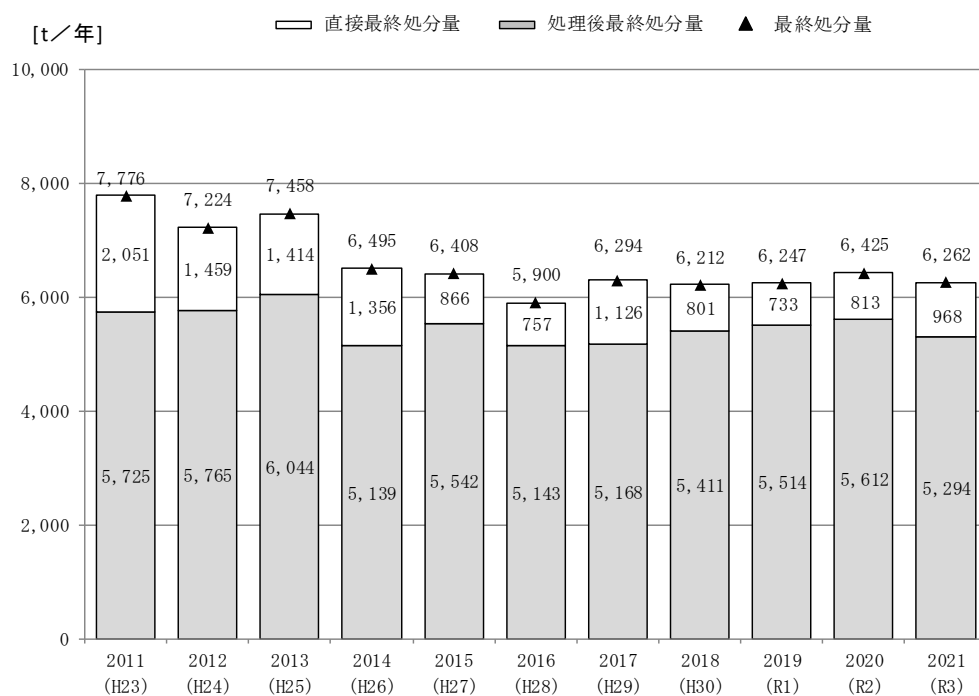
本市の2021（令和3）年度の再生利用率は20.6%で、2011（平成23）年度の22.9%に比べ、2.3%減少している。なお、近年は横ばいで推移している。



【図3 再生利用率の推移】

(3) 最終処分量

本市の最終処分量は、2014（平成26）年度以降はほぼ横ばいで推移している。



【図4 最終処分量の推移】

3 本計画の中間目標の達成状況

本計画では、2022（令和4）年度を中間年度、2027（令和9）年度を目標年度とし、それぞれの目標値を定めている。また、国・県に準じて2012（平成24）年度を基準年度としている。

中間年度の目標値（中間目標）と直近の実績である2021（令和3）年度の実績値を比べると、減量化目標は達成見込みであるが、資源化目標及び最終処分量の削減目標については目標達成が見込めない状況である。

			基準年度	実績の 最終年度	中間 目標年度
			2012 (H24)	2021 (R3)	2022 (R4)
人口		人	177,381	166,641	168,245
減量化目標	年間排出量	t/年	69,161	58,632	60,023
資源化目標	再生利用率 (=資源化率)	%	22.9%	20.6%	23.5%
最終処分量の 削減目標	年間最終処分量	t/年	7,224	6,262	5,723

4 目標値の見直し

新たな計画の策定などにより、本計画策定後に国・県の目標が改定されており、それらを踏まえ、本計画の基準年度及び目標値を次のとおり見直す。

項目		廃棄物の減量化等の目標量		
		減量化目標	資源化目標	最終処分量 の削減目標
基本方針との関連性		基本方針1の達成状況を把握するための目標	基本方針2の達成状況を把握するための目標	基本方針1～3の達成状況を把握するための目標
計画目標		基準年度を2019（令和元）年度とし、2027（令和9）年度までに11.0%減量します。	2027（令和9）年度までに28.0%にします。	基準年度を2019（令和元）年度とし、2027（令和9）年度までに17.0%減量します。
2019年度 (R1) [基準]	実績値	61,632 t	20.6 % (再生利用量 12,683 t)	6,247 t
2021年度 (R3) [最終実績]	実績値	58,632 t (減量化率 △ 4.9 %)	20.6 % (再生利用量 12,091 t)	6,262 t (削減率 + 0.2 %)
2027年度 (R9) [目標]	推計値	56,422 t (減量化率 △ 8.5 %)	20.7 % (再生利用量 11,675 t)	6,132 t (削減率 △ 1.8 %)
	改定後 目標値	54,852 t (減量化率 △ 11.0 %)	28.0 %超 (再生利用量 15,358 t超)	5,185 t (削減率 △ 17.0 %)
	現行 目標値	58,334 t	27.0 %	5,563 t

※2027(R9)年度の推計値は、これまでの実績を基に将来予測人口により単純推計したもの

【目標値の設定根拠】

項目	目標値の設定根拠
減量化目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県の目標（廃棄物の減量化等の目標）では、2017（平成29）年度の排出量に対し、8カ年で11.0%減とする目標としている。 ・本市の目標年度は2027（令和9）年度であることから、2019（令和元）年度を基準年とし、8カ年で11.0%減とすることを基本的な考え方とする。 ・この考え方から目標年度である2027（令和9）年度の目標値を算出すると54,852 tとなる。 ・なお、本市の2027（令和9）年度の推計値は、これまでの実績を基に将来予測人口により単純推計すると56,422 t（2019（令和元）年度比8.5%減）となる。
資源化目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県の目標（廃棄物の減量化等の目標）では、2025（令和7）年度の目標値を28.0%としている。 ・本市の目標年度は2027（令和9）年度であることから、その目標値を国等の目標と同等の28.0%超と設定する。 ・当該目標は基準年に対する相対的指標ではないことから、1年でも前倒しの目標達成を目指す。
最終処分量の削減目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県の目標（廃棄物の減量化等の目標）では、2017（平成29）年度の最終処分量に対し、8カ年で17.0%減とする目標としている。 ・本市の目標年度は2027（令和9）年度であることから、2019（令和元）年度を基準年とし、8カ年で17.0%減とすることを基本的な考え方とする。 ・この考え方から目標年度である2027（令和9）年度の目標値を算出すると5,185 tとなる。 ・なお、本市の2027（令和9）年度の推計値は、これまでの実績を基に将来予測人口により単純推計すると6,132 t（2019（令和元）年度比1.8%減）となる。

5 目標達成に向けた施策の展開

目標の達成に向け、本計画の基本方針に基づき取り組む施策の体系と重点施策を次のとおりとする。

基本方針 1 発生源からはじめるごみ減量の推進 －発生抑制・再使用－

●：重点施策

大項目		小項目	継続	拡大 新規
ごみの発生抑制 (リデュース)の推進	共通	①容器包装ごみ・使い捨てごみの削減	○	
		②ごみ処理にかかるコスト意識の醸成	●	
	家庭編	③ごみを出さない生活スタイルの推進		●
	事業者編	④事業者に対する排出者責任の徹底	○	
		⑤事業者と連携したごみの削減	●	
再使用 (リユース) の推進		①リユースの情報提供・普及啓発	○	
		②リユース容器（リターナブルびん）の再利用	○	
		③手付かず食品の再利用の推進		●

重点施策の具体的な取組み

- ごみ処理にかかるコスト意識の醸成
 - ・家庭系及び事業系の直接搬入ごみの受入基準や料金体系の見直し
- ごみを出さない生活スタイルの推進
 - ・市民団体と連携した消費者教育及び啓発の展開
- 事業者と連携したごみの削減
 - ・事業者との積極的な意見交換の実施
- 手付かず食品の再利用の推進
 - ・フードドライブ協力事業者の拡大
 - ・小中学校と連携したリレーフードドライブの検討



基本方針2 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 —分別・再生利用—

●：重点施策

大項目	小項目	継続	拡大 新規
家庭系ごみの 分別排出ルール の徹底	①分別排出ルール遵守のための広報・啓発	●	
	②違反ごみ等への対応	○	
	③資源物の持ち去りへの対応	○	
	④多様な回収ルートによる資源物等の回収	○	
	⑤市民団体等による集団回収の推進		●
事業系ごみの 排出管理の推進	①分別排出ルール遵守の徹底	○	
品目別資源化 の推進	①容器包装廃棄物の資源化の推進	○	
	②古紙類の資源化の推進	○	
	③高分子系ごみ（廃プラスチック類）の資源化の推進		●
	④小型家電の資源化の推進	○	
	⑤パソコンの資源化の推進	○	
	⑥木質系廃棄物の資源化の推進		●
	⑦水銀廃棄物（蛍光灯・乾電池等）の資源化の推進	○	
	⑧廃てんぷら油の資源化の推進	○	
	⑨新たな資源化の方策の調査・研究		●
循環型ビジネス の支援	①循環経済関連ビジネスの強化・創出		●
	②民間資源化施設の活用と資源化情報等の蓄積・提供	○	
	③再生品の利用拡大	○	

重点施策の具体的な取組み

- 分別排出ルール遵守のための広報・啓発
 - ・市民の協力による分別習慣の定着・向上
 - ・分別見直しの際の周知徹底
- 市民団体等による集団回収の推進
 - ・コロナ禍で停滞した地域ぐるみでの集団回収の再開促進



- 高分子系ごみ（廃プラスチック類）の資源化の推進
 - ・プラスチック資源循環促進法に基づくプラ容器・プラ製品の一括回収の早期実施
 - ・プラ製品に係るサーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへの転換
- 木質系廃棄物の資源化の推進
 - ・家庭から出る剪定枝・木質系家具等の木質系廃棄物の資源化の早期実施
- 新たな資源化の方策の調査・研究
 - ・埋立処理している焼却残灰の資源化の検討
- 循環経済関連ビジネスの強化・創出
 - ・地域資源を生かした地域活性型資源循環モデルの創成促進
 - ・水平リサイクル等高度なりサイクルを目指す取り組みへの支援

基本方針 3 環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 —適正処理・処分—

●：重点施策

大項目	小項目	継続	拡大 新規
適正な収集運搬体制の維持	①効率的な収集・運搬体制の整備	○	
	②市民満足度の高い収集・運搬体制の整備	○	
	③環境に優しい収集車両の導入検討		●
適正な処理体制の維持	①施設の適正管理と運用による環境負荷の低減	○	
	②計画的な施設整備		●
	③最終処分場の適正管理	○	
	④排出禁止物等への対応	○	
	⑤一般廃棄物処理業の許可	○	
災害廃棄物への対応	①「災害廃棄物処理計画」の推進		●

重点施策の具体的な取組み

- 環境に優しい収集車両の導入検討
 - ・EV収集車両の導入に向けた調査・研究
- 計画的な施設整備
 - ・新たな最終処分場の整備検討
- 「災害廃棄物処理計画」の推進
 - ・平常時からの周知・啓発
 - ・仮置場候補地の選定・検討



基本方針 4 計画の実現に向けた体制整備 **－体制・しくみづくり－**

●：重点施策

大項目	小項目	継続	拡大 新規
環境教育と啓発活動の推進	①環境教育・環境学習の充実	○	
	②PR・啓発活動の推進		●
	③自主的・主体的な活動に対する支援と人材育成	○	
環境美化・生活環境保全の推進	①不法投棄への対応	○	
	②不適正処理への対応	○	
	③まちの環境美化への啓発・支援		●
市民や関係機関との協力体制の確立	①市民団体・自治会・事業者との連携	○	
	②市関係部局との連携	○	
	③国・県・県内市町村・一部事務組合との連携		●
公平性・透明性のある廃棄物行政の推進	①ごみ処理にかかる経費・処理量等の透明化	○	
	②本計画の評価と見直し	○	

重点施策の具体的な取組み

- PR・啓発活動の推進
 - ・市民団体と連携した消費者教育及び啓発の展開
- まちの環境美化への啓発・支援
 - ・SNSを活用した環境美化運動の拡大
- 国・県・県内市町村・一部事務組合との連携
 - ・ごみ処理の広域化及び処理施設の集約化の調査・研究

